

# 介護福祉士修学資金貸与規程

## 第1条（総則）

本規程は、介護福祉士修学資金貸与の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本規程は、契約書を以って有効とする。

## 第2条（貸与）

董仙会と徳充会は、介護福祉士養成校に在学し、介護福祉士の資格を取得するために当修学資金貸与制度を利用しようとする学生（以下「学生」という。）に対し修学資金として、福祉系大学、短期大学、専門学校は2年間800,000円、福祉系養成高等学校は2年間400,000円）を無利息で貸与します。

## 第3条（貸与の申請）

修学資金の貸与を希望する者は、「介護福祉士修学資金貸与申請書」（様式1）調査書（進学用）を、社会医療法人財団董仙会本部事務局総務課もしくは社会福祉法人徳充会事務局総務課まで提出しなければならない。

## 第4条（貸与契約の締結）

貸与の決定を受けた者は、董仙会もしくは徳充会と「修学資金貸与に関する契約書」を締結するものとする。

## 第5条（交付）

修学資金は、年2回、4月と9月に交付するものとする。

2 董仙会または徳充会は、学生が休学したときは、休学した日の属する月から復学した月の間の修学資金を交付しないものとする。

## 第6条（義務）

学生は、各学期末に成績証明書を董仙会もしくは徳充会に提出する義務がある。

## 第7条（届出）

学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を董仙会もしくは徳充会に届け出なければならない。但し、第4号に掲げる場合にあっては、その家族又は保証人が届け出るものとする。

（1）氏名又は住所に変更があったとき。

（2）保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

- ( 3 ) 休学、復学、転学、退学したとき。
- ( 4 ) 死亡したとき。

#### 第 8 条 ( 貸与の取消し )

董仙会または徳充会は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与を取消すものとする。

- ( 1 ) 退学したとき。
- ( 2 ) 修学資金の貸与の辞退を申し出たとき。
- ( 3 ) 学業成績の不良その他の理由により、卒業の見込みがないと認められたとき。
- ( 4 ) 修学資金をうける者として不適切な行為を行った場合。
- ( 5 ) 死亡したとき。

#### 第 9 条 ( 返還債務の免除 )

次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還は免除される。

- ( 1 ) 卒業後、介護福祉国家試験に合格し、3年間介護福祉士として、董仙会又は徳充会の事業所での介護業務に精励したとき。
- ( 2 ) 介護業務に精励中、死亡又は業務に起因する心身の故障のため、介護業務が継続できなくなったとき。

#### 第 10 条 ( 返還 )

学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金を董仙会もしくは徳充会に返還しなければならない。但し、無利息とする。

- ( 1 ) 第 8 条の第 1 号、第 2 号、第 3 号により貸与の取消しとなったとき。
- ( 2 ) 卒業後、介護福祉士国家試験に不合格となったとき。但し、学生と董仙会もしくは徳充会が協議のうえ、その扱いを決定する。

2 卒業後、本人の都合により、勤務不能が生じた場合は、下記の表に基づき、介護福祉士登録年度から就業した期間を考慮した貸与金を返還しなければならない。

就業年数	返還金	
	福祉系 ( 大学・短大・専門学校 )	福祉系高等学校
1 年未満	8 0 0 , 0 0 0 円	4 0 0 , 0 0 0 円
1 年間以上 2 年未満	6 0 0 , 0 0 0 円	3 0 0 , 0 0 0 円
2 年間以上 3 年未満	4 0 0 , 0 0 0 円	2 0 0 , 0 0 0 円
3 年間以上	0 円	0 円

## 第11条（返還の猶予）

次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の猶予が認められる場合がある。

- （1）貸与の取消し後、引き続き当該介護福祉士養成校に在学している期間。
- （2）災害、疾病、その他やむを得ない事由があるとき。

## 附 則

この規程は、平成24年3月1日より施行する。

### 第10条2

この改正は平成28年4月1日から施行する。

### 第10条2

この改正は平成29年3月1日から施行する。